

## 議第二十一号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例について

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三万円」を「六万円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

清流の国ぎふ大学生等奨学金を増額するため、この条例を定めようとする。